

紹介手数料の返戻金制度について

当社より紹介した求職者が、雇用開始日より 6 ヶ月以内に本人の責めに帰す事由により退職に至った場合、求人者及び当該求職者へ退職事由等を確認後、求人者より支払われた手数料から以下に定める率により算出された金額を返戻します。

期間	返戻の率
雇用開始から 1 ヶ月未満の退職	紹介手数料の 80%
雇用開始から 3 か月未満の退職	紹介手数料の 50%
雇用開始から 6 ヶ月未満の退職	紹介手数料の 10%

*6 ヶ月以上経過後の退職については、返戻金はありません。

但し、求職者に対する処遇や労働条件が、採用決定時の労働条件と著しく異なる等、求人者の責めに帰す事由による退職の場合は、この限りではありません。

また、当社より紹介予定派遣での派遣期間を経て入社される場合においても、求人者の判断によって直接雇用へ切り替えるものであることから、入社後の退職における返戻金はありません。

許可番号 46-ユ-300099

事業所の名称 株式会社フォーエバー

事業所の所在地 鹿児島市中央町 22 番地 16 アエールプラザ 2F